

# 公文書への公印の押印見直しについて

公文書への公印の押印を見直しました。

令和8年4月1日から、公印の押印事務の簡素化、効率化及びデジタル化等への対応を図るため、久喜市文書取扱規程（平成22年久喜市訓令第5号）の一部を改正し、市が施行する公文書のうち公印の押印が必要な文書を明確化しました。

なお、公印の有無に関わらず、公文書の効力に変わりはありません。

## 1 公印を押印する文書

公印を押印する文書は、次のとおりとなります。

種 類	文書の具体例
(1) 法令等(法律及び法律に基づく命令並びに条例及び規則をいう。)において公印の押印を要することとされている文書	契約書 裁決書、法令等により押印が求められている文書など
(2) 相手方の権利又は義務に重大な影響を及ぼす可能性のある文書	許認可等行政処分に関する文書、納入通知書、督促状、催告書、訴訟及び争訟に関する文書など
(3) 身分、資格その他特定の事実を証明する文書	証明書、修了書、委任状など
(4) その他、公印の押印が特に必要であると主務課長が認めた文書	表彰状、感謝状、その他特に押印が必要と認める文書など

## 2 公印を押印しない文書

次のような文書には、原則として公印を押印しないことになります。

なお、文書には従来どおり文書番号、施行者名、連絡先等を記載し、市が施行している文書であることを明確にします。

- ・ 補助金、助成金等の交付決定通知書・額の確定通知書等
- ・ 後援名義の使用承諾通知書
- ・ 照会文書、回答文書、定例的な報告文書、アンケート調査その他依頼文書、資料等の送付状
- ・ 案内状、挨拶状
- ・ 説明会、研修会等の開催通知書、軽易な通知文書 など